

令和5年度教職員ICT研修業務委託 に関する質問回答

※表記や用語を統一するため、質問書の原文から一部文言を変えて記載している場合があります。

	項目	質問	回答
1	仕様書1ページ 4 履行場所	「原則、訪問での研修とするが、訪問での実施が難しいと判断した場合はオンラインでの実施も可とする。」とありますが、甲・乙どちらの判断になりますか。また、オンライン実施の判断をする状況の想定や、過去の事例はありますか。	原則、委託者の判断に従うものとしますが、感染症予防の観点や学校からの希望があった等の場合については、受託者から提案を受けることも可能とします。過去の事例では、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、教育委員会事務局全体に研修をオンラインに切り替える方針が示され、委託者の判断でオンライン研修に切り替えたことがあります。
2	仕様書2ページ 7 業務内容(3) ア 集合研修 ウ) 研修場所	「小中学校企画課情報教育担当研修室等（学校の調整は委託者が行うこととする。）」とありますが、学校の調整について、集合研修の申し込みは個人ではなく学校単位になりますか。	集合研修の申し込みは、委託者の研修システムを使って教員個人が行います。受講者の調整結果を委託者から受託者に共有します。
3	仕様書2ページ 7 業務内容(3) ア 集合研修 （オ）研修体制	「1回の研修につき講師2名体制で実施すること。」とありますが、定員はありますか。	CMS研修を定員150名の部屋で1回開催したいと考えています。申し込みの結果次第で最大で150名受講する可能性がございます。CMS研修以外の集合研修は定員15名の部屋での開催とします。
4	仕様書2ページ 7 業務内容(3) イ 訪問研修 （オ）研修体制	「ただし、受講人数等を理由に2名体制に変更する場合は、甲と協議すること。」とありますが、2名体制に変更する際の想定受講者数はありますか。	体制を変更する人数の基準は設定しませんが、研修内容によって受講者が少人数でも2名体制が適正と判断した場合は、委託者に協議してください。
5	仕様書4ページ 10 その他(2)	「リムーバブルディスクその他の記憶媒体に記録された情報（以下「データ」という。）を委託契約の履行以外の用途に使用してはならない。」とありますが、データのやり取りはリムーバブルディスク以外にどのような方法がありますか。	データにパスワードを付けた上でメールでやり取りすることも可とします。また、委託者が受託者に貸し出す研修用の端末にて、研修用クラウドアカウントを使用してデータのやり取りをすることも可能です。
6	仕様書別紙 ※3	「市立学校のコンピュータに導入されているソフトウェア例（ソフトウェアの種類、バージョンは整備年度等により異なる。）」の例中に、サポートが終了しているもありますが、どのような対応になりますか。 Windows8.1→2023年1月10日終了、WindowsServer2012/2012R →2023年10月終了、Office2010→終了、Office2013→2023年4月11日終了	ご指摘ありがとうございます。既にサポートが終了している又は令和5年度中に終了するソフトウェアについてはサポート期間満了後の研修支援は不要です。
7	仕様書別紙 ※6	「9月までの研修の受講者募集を5月頃、10月以降の研修の受講者募集を8月頃に行い、その後決定する。」とありますが、それぞれ日程の確定はいつになりますか。 また上記の募集日程から研修開始は6月という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、訪問研修の開始は6月からお願いします。受講者の決定については、受講希望日の1週間前までにしてください。
8	仕様書別紙 ※7	「また、オンライン研修に必要な端末、WEB会議システムのアカウント等は乙が準備すること。ただし、協議の上、甲が準備することも可とする。」とありますが、集合研修の場合は、甲が準備するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。